

【別紙】

BSEサーベイランス検査の対象となる牛

変更前（従来のBSE検査）

【全月齢】

特定症状※1を呈する牛

※1 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

【48か月齢以上】

- ①起立不能を呈し、かつ
- ②進行性の神経症状を呈する牛

【48か月齢未満】

家畜防疫員が必要と認めた死亡牛
又はとう汰された牛

例：歩行困難、起立不能を呈した牛

【96か月齢以上】

一般的な死亡牛

変更なし

実質変更なし
※症状の絞り込み

変更

変更後（令和6年4月からのBSE検査）

【全月齢】

特定症状※1を呈する牛

【全月齢】

特定症状以外のBSEが否定できない
症状※2を呈する牛

※2 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の
非特異的な臨床症状がみられるもの
(感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く)

BSEを疑う症状を呈した牛を標的
としたサーベイランスを実施

廃止